

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 <u>独立行政法人評価委員会（第十二条―第十</u> <u>二条の七）</u></p> <p>第三節（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 <u>中期目標等（第二十九条―第三十五条の二</u> <u>）</u></p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 <u>非特定独立行政法人（第六十一条―第六十</u> <u>三条）</u></p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>財産的基礎等</u>）</p> <p>第八条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第十一条）</p> <p>第二節 <u>独立行政法人評価委員会（第十二条）</u></p> <p>第三節 設立（第十三条―第十七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第十八条―第二十六条）</p> <p>第三章 業務運営</p> <p>第一節 業務（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第二節 <u>中期目標等（第二十九条―第三十五条）</u></p> <p>第四章 財務及び会計（第三十六条―第五十条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 <u>特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）</u></p> <p>第二節 <u>特定独立行政法人以外の独立行政法人（第</u> <u>六十一条―第六十三条）</u></p> <p>第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）</p> <p>第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>（<u>財産的基礎</u>）</p> <p>第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。</p>

2 (略)

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（独立行政法人評価委員会設置及び所掌事務）  
第十二条 総務省に、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）  
第十二条の二 評価委員会は、委員十八人以内で組織する。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
  - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

- 2 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 評価委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 第十二条の三 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第十二条の四 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第十二条の五 評価委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十二条の六 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)若しくは監事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の業務並びに資産及び債務の状況を調査し、又は委員、臨時委員若しくは専門委員若しくは評価委員会の事務に従事する者にこれを調査させることができる。

(政令への委任)

第十二条の七 この法律に規定するもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、法人の長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 (略)

3 第二十条第一項の規定は第一項の法人の長となるべき者の指名について、同条第二項の規定は第一項の監事となるべき者の指名について準用する。

(役員の職務及び権限)  
第十九条 (略)

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(役員の職務及び権限)  
第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業

<p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p>	<p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p>	<p>（法人の長等への報告義務） 第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をすおそれがあることを認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め</p>
<p>務を総理する。</p>	<p>2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。</p>	<p>3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。</p>	<p>4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。</p>	<p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p>			

るときは、遅滞なく、その旨を法人の長（当該役員が法人の長である場合においては、主務大臣）に報告しなければならない。

（役員の内命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

3 | 2

主務大臣は、前二項の規定による法人の長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該独立行政法人の第二十九条第一項に規定する中期目標の達成その他の当該独立行政法人における重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。

一 独立行政法人の業務の実績を考慮して、現にその職にある者を再任しようとする場合

二 法人の長又は監事の職にあつた者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）を行うことが独立行政法人の事務及び事業の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある場合

4 |

前項の規定は、法人の長又は監事の候補者の推薦を求めるときを妨げない。

（役員の内命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

監事は、主務大臣が任命する。

2

5 公募及び前項の推薦の求めに関し必要な事項は、政令で定める。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認められる理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した第三十四条第二項に規定する評価結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

7 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。  
8 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員任期）

第二十一条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十八条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。  
3 この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 役員は、再任されることができる。

（役員解任）

第二十三条（略）

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。  
4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員任期）

第二十一条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 (略)

二 (略)

3 (略)

4 (略)

(評価委員会による解任の勧告)

第二十三条の二 評価委員会は、第十二条の六第二項の規定による調査の結果又は第三十四条第二項に規定する評価結果に照らして必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前条第二項又は第三項の規定による法人の長又は監事の解任を勧告することができる。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しな

しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(



なければならない。

一 業務の方法

二 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制

三 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする。

4 (略)

(中期計画)

第三十条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれ

当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金 の 限度額

<p>る財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)</p> <p>第三十二条 独立行政法人は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。</p> <p>一 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 評価を受けようとする事業年度についての次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項</p> <p>イ ロに掲げる事業年度以外の事業年度 中期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、中期目標の期間における業務の実績）</p> <p>ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業</p>
---	---------------------------	--

<p>五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>六 剰余金の使途</p> <p>七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。</p>	<p>(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)</p> <p>第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。</p> <p>3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法</p>
---	---	--

- 年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 2 | 独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。
- 3 | 独立行政法人は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十三条 前条第二項の報告書の提出は、主務大臣を経由して行わなければならない。この場合において、主務大臣は、遅滞なく、当該報告書の内容を検討し、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する意見を付して、評価委員会に送付するものとする。

- 一 前条第一項第二号イに掲げる事業年度 中期目標（中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、次の中期目標）を達成するために必要な限度において、業務運営の改善に関し独立行政法人が当面講ずべき措置
- 二 前条第一項第二号ロに掲げる事業年度 第三十五条の規定により、当該独立行政法人に関し講ずべき措置

第三十四条 評価委員会による第三十二条第一項の規定による評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二

- 人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 | 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 | 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について

号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評  
定を付して、行わなければならない。

2| 評価委員会は、遅滞なく、第三十二条第一項の規定  
による評価の結果（以下「評価結果」という。）を独  
立行政法人及び主務大臣に通知しなければならない。

3| 評価委員会は、主務大臣に対し、前条各号に定める  
事項に関して、必要な勧告をすることができる。この場  
合において、同条第二号に定める事項に関しては、当  
該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃について  
必要な事項を示さなければならない。

4| 評価委員会は、遅滞なく、評価結果及び前項の勧告  
の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しな  
ければならない。

第三十四条の二 主務大臣は、評価委員会が第三十二条  
第一項第二号イに掲げる事業年度に係る評価に際し、  
前条第三項の規定により第三十三条第一号に定める事  
項に関し勧告を行った場合には、独立行政法人に対し  
、当該事項に関し必要な指示をすることができる。  
2| 独立行政法人は、前項の指示に基づいてした措置に  
ついて、遅滞なく、主務大臣及び評価委員会に報告し  
なければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）  
第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期  
間の終了時まで、当該独立行政法人の業務を継続さ  
せる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の  
全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該独  
立行政法人に関し所要の措置を講ずるものとする。

、評価委員会の評価を受けなければならない。

2| 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目  
標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれ  
らの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期  
間における業務の実績の全体について総合的な評定を  
して、行わなければならない。

3| 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項  
の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

2| 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期  
間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続  
させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務  
の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要  
の措置を講ずるものとする。  
主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たつ

(内閣総理大臣への意見具申)

第三十五条の二 評価委員会は、評価結果に照らして、独立行政法人の業務運営の改善又はその主要な事務及び事業の改廃に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第三十四条第三項の規定により勸告した事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(財務諸表等)  
第三十八条 (略)

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認したときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知する

3 には、評価委員会の意見を聴かなければならない。  
審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勸告することができる。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を

ものとする。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監査報告書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告方法のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることが可能な状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。）

6 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査

聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

- 人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。
- 2| 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- 一| 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面
- 二| 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの
- 3| 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4| 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5| 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。
- 一| 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者
- 二| 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員
- 三| 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第

十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。  
。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。  
。又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監事に対する報告)

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員(監事を除く。)の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 | 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の資格等)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 | 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合において、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 | 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 | 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 | 独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 | 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。



会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者  
三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

(利益及び損失の処理)  
第四十四条 (略)

2 (略)

3 (略)

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その

4   (略)	2   (略)	3   (略)	4   (略)
------------	------------	------------	------------

(借入金等)  
第四十五条 (略)

(不要財産に係る国庫納付等)

4   変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。	5   主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。	4   主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。	5   独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。
--	--	--	---

(借入金等)  
第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 | 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 | 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 | 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、当該政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付をしないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

<p>4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(不要財産に係る民間等出資の払戻し)</p> <p>第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。</p>	<p>2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。独立行政法人は、前項の規定による請求があつたと</p> <p>3</p>
--	--	--

きは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4| 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5| 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき、又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

（財産の処分等の制限）  
第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

（財産の処分等の制限）  
第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2| 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとする

## 第二節 非特定独立行政法人

### (役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人（以下この節において「非特定独立行政法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### (他の非特定独法役員についての依頼等の規制)

第六十一条の二 非特定独立行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「非特定独法役員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該非特定独立行政法人の他の非特定独法役員をその離職後に、若しくは当該非特定独立行政法人の他の非特定独法役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の非特定独法役員若しくは当該他の非特定独法役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の非特定独法役員をその離職後に、若しくは当該他の非特定独法役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  
一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるもの

ときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

### (役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

- に従事している他の非特定独法役職員又は従事していた他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 二 非特定独立行政法人の組織の意思決定の権限を實質的に有しない地位として主務大臣が指定したもので以外に就いたことがない他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 三 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 四 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（五年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 五 第三十五条の規定による措置であつて政令で定める人数以上の非特定独法役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該非特定独法役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の非特定独法役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。
- 前二項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該非特定独立行政法人と密接な関係を有するものとして政令

で定めるものをいう。

4 | 第二項第三号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が非特定独立行政法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち主務省令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、非特定独法役職員が当該非特定独立行政法人の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、非特定独法役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 | 第二項第三号の「退職手当通算予定役職員」とは、非特定独立行政法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる非特定独法役職員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 | 第一項の規定によるもののほか、非特定独立行政法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該非特定独立行政法人が定める業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該非特定独立行政法人



の他の役員若しくは職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第六十一条の三 非特定独立行政法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は当該非特定独立行政法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第六十一条の四 非特定独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該非特定独立行政法人の長にその旨を届け出なければならない。

一 非特定独法役員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該非特定独立行政法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該非特定独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該非特定独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等

違反行為の要求又は依頼

二 再就職者のうち、当該非特定独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該非特定独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 再就職者が行う、当該非特定独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該非特定独立行政法人においてその締結について自らが決定したものは当該非特定独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

（非特定独立行政法人の長への届出）

第六十一条の五 非特定独法役員（退職手当通算予定役員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、非特定独立行政法人の長に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた非特定独立行政法人の長は、当該非特定独立行政法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った非特定独法役員職員の職務が適正に行われるように、人事管理上の措置を講ずる等適切な配慮をするものとする。

（非特定独立行政法人の長がとるべき措置等）

第六十一条の六 非特定独立行政法人の長は、当該非特

定独立行政法人の役員又は職員が第六十一条の二から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該非特定独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2| 第六十一条の四の届出を受けた非特定独立行政法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3| 非特定独立行政法人の長は、毎年度、第六十一条の四の届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

(政令への委任)

第六十一条の七 第六十一条の二から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、非特定独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 非特定独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるもので

2 非特定独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該非特定独立行政法人の業績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであるように定められなければならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、個別法令若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

なければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであるように定められなければならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員が、この法律、個別法令若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2

独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

三 (略)

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

第七十一条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若し

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、

その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することをおこなったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若し

くは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

八 (略)

九 第三十四条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条の六第三項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第四項の規定は、適用しない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

。しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の

5

(略)

5

整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。